

山口市男女共同参画推進活動事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の男女共同参画への意識啓発や資質の向上を図るための事業を主たる目的とする団体（以下「団体」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）に対し、当該事業に要する経費の一部として、補助金を交付するものとし、住民主体による地域の特性を活かした取り組みを支援し、もって本市の男女共同参画の推進に寄与することを目的とする。

(補助金交付対象団体)

第2条 この補助金の交付対象となる団体は、次のいずれかの要件を満たしているものとする。

(1) 本市の地域における男女共同参画を推進するために民間等の団体で構成された組織であって、規約又は定款を定めているもの

(2) その他上記活動と同等の活動を行う団体で、市長が特に必要と認めるもの

(補助事業)

第3条 この要綱において、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、男女共同参画社会の形成に資する事業で、次に掲げる事業とする。

(1) 男女共同参画に係る講演会・研修会等の開催事業

(2) 男女共同参画に関する調査研究事業

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が男女共同参画の推進のために必要と認める事業

(補助金対象経費等)

第4条 補助金対象経費等は、前項の補助事業に要する経費とし、経費となるものの基準は、別表第1のとおりとする。

(補助金の額及び補助率)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、審査の結果に基づき補助対象経費の3分の2以内、50千円を限度とする。

2 前項の補助金の額で千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業ごとに男女共同参画推進活動事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、

当該事業の実施開始日10日前までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定する交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を決定し、男女共同参画推進活動事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）に必要により条件を付し当該団体に通知するものとする。

2 また、補助金を交付することが適当でないとき、速やかにその理由を付して申請団体に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助金交付対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、男女共同参画推進活動事業補助金変更交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請により補助金の額に変更が生じた場合は、男女共同参画推進活動事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により、その旨を通知する。

3 補助団体は、補助金の交付の決定を受けた後、当該補助金の対象となった事業を廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた団体は、当該事業が完了後、速やかに男女共同参画推進活動事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付の時期は、補助事業が完了した時とする。

2 補助団体が補助金の交付を受けようとするときは、男女共同参画推進活動事業補助金交付（概算）請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、第7条第1項の規定により決定した補助金の額の範囲内において、概算払により補助金を交付することができる。

(関係書類の整備)

第11条 補助団体は、この補助金の対象となった事業の実施状況及び当該事業に係る収支について、その状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、これを3年間保存しておかなければならない。

(報告及び検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対して報告を求め、又は補助の対象となった事業の実施について必要な指示をし、その他関係書類を検査し、関係者に質問することができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は交付条件に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により決定を受けたとき
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (4) その他市長が不相当と認めるとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助団体に対し、別に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(山口市男女共同参画事業補助金交付要綱の廃止)

2 山口市男女共同参画事業補助金交付要綱(平成17年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（補助対象経費）

項 目	経費の内容
報償費	講師等への謝礼等申請書の構成員以外の者に支払う経費
旅費	講師等招聘旅費
需用費	消耗品費（各種材料費、教材、資料代を含む。）、印刷製本費（写真現像・プリント代を含む。）
役務費	通信費、手数料、保険料
委託料	構成員による実施が困難で外部委託することがやむをえないもの。ただし、活動の大部分の委託にかかる経費は除く。
使用料・賃借料	会場借上料、コピー使用料
その他	その他、市長が必要と認めるもの

（補助対象とならない経費）

項 目	経費の内容
人件費	賃金、その他労務の対価として支払う経費
食糧費	飲食代等（活動時のお茶代等を除く。）

(別記様式第1号)

男女共同参画推進活動事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)

山口市長

住 所

団 体 名

代表者名 (※)

※本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり事業を実施したいので、山口市男女共同参画推進活動事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 添付書類

事業計画書(別紙1)

事業収支予算書(別紙2)

開催要領等

(別記様式第2号)

指令人第 号

住 所

団 体 名

代表者名

男女共同参画推進活動事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった男女共同参画推進活動事業補助金については、山口市男女共同参画推進活動事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付する。

年 月 日

山口市長

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、他の目的に使用してはならない。
- (2) 事業完了後は、速やかに実績報告書を提出すること。

(別記様式第3号)

男女共同参画推進活動事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先)

山口市長

住 所

団 体 名

代表者名 (※)

※本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け指令人第 号で交付決定の通知を受けた男女共同参画推進活動事業補助金について、事業を変更したいので、山口市男女共同参画推進活動事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり変更交付されるよう申請します。

記

1 補助金申請額

前回までの交付決定額 円

変更交付申請額 円

変更増減額 円

2 添付書類

変更した事業計画書(別紙1)

変更した事業収支予算書(別紙2)

開催要領等

(注) 別紙1及び別紙2については変更前を()とし、2段書きとする。

(別記様式第4号)

指令人第 号

住 所

団 体 名

代表者名

男女共同参画推進活動事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった男女共同参画推進活動事業補助金については、山口市男女共同参画推進活動事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更交付する。

年 月 日

山口市長

記

1 交付決定額

前回までの交付決定額 円

変更交付決定額 円

変更増減額 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、他の目的に使用してはならない。
- (2) 事業完了後は、速やかに実績報告書を提出すること。

(別記様式第5号)

男女共同参画推進活動事業補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)

山口市長

住 所

団 体 名

代表者名 (※)

※本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け指令人第 号の交付決定通知に基づき、下記のとおり事業を実施したので、山口市男女共同参画推進活動事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業実績報告書(別紙3)

事業収支決算書(別紙4)

開催要領等

(別記様式第6号)

男女共同参画推進活動事業補助金交付(概算)請求書

年 月 日

(あて先)

山口市長

住 所

団 体 名

代 表 者 名 (※)

※本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け指令人第 号で交付決定通知のあった男女共同参画推進活動事業補助金について、下記により交付されるよう山口市男女共同参画推進活動事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により請求します。

記

1 補助金請求金額	交付決定額	金	円
	既交付額	金	円
	今回請求額	金	円
	差引残額	金	円

2 振込先金融機関

金融機関	銀行 農協 金庫	支店 支所
預金種別	普通 ・ 当 座	
口座番号		
(ふりがな) 口座名義		

別紙 1

事業計画書

(団体が実施する啓発、講習、研修、研究、調査等)

事 項	開催期日	開催地	参加人数	経 費	備 考
				円	
計					

別紙 2

事業収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
市補助金		千円未満切捨て
自己負担		
合 計		

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
団体が実施する 啓発、講習、研 修、研究、調査 等	報償費	
	旅費	
	需用費	
	役務費	
	委託費	
	使用料・賃借料	
	その他	
合 計		

別紙3

事業実績報告書

(団体が実施する啓発、講習、研修、研究、調査等)

事 項	開催期日	開催地	参加人数	経 費	備 考
				円	
計					

別紙 4

事業収支決算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	決算額	備 考
市補助金		千円未満切捨て
自己負担		
合 計		

2 支出の部

(単位:円)

区 分	決算額	備 考
団体が実施する 啓発、講習、研 修、研究、調査 等	報償費	
	旅費	
	需用費	
	役務費	
	委託料	
	使用料・賃借料	
	その他	
合 計		

※ 決算書については、領収書等支払いが確認できる挙証資料(写で可)を添付すること。